

現場代理人の常駐義務緩和について

管 理 課

1 経緯

現場代理人の兼務については、工事現場で実際に作業等が行われている期間においては、他の工事の兼務を認めておらず、手持ち工事が稼働していない場合において、一定条件の下、稼働している他工事の現場代理人を兼務することができることとしている。

2 今回の特例措置

○対象工事

県が発注する工事

○要件

次に掲げる全ての要件を充足した場合に限り、現場代理人が稼働している2つの工事現場を兼務できるものとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負金額が、3,000万円未満であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3) 兼務できる工事は2件であること（3件以上の現場代理人にはなれない。）
- (4) 兼務できる工事は、国、市町村も含む。
- (5) 兼務できる工事は、工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- (6) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行う
- (7) 兼務する現場代理人は、必ず兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること
- (8) 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること

○適用方法

現場の安全性が特に重視されるなど、工事現場の状況により現場代理人の兼務を認めない場合は、入札公告又は特記仕様書において明示する。

○適用期間

平成31年5月7日以降に入札公告等を行う工事に適用し、当分の間の運用とする。なお、同年5月6日以前に入札公告等を行った工事についても、兼務の申請を認める。